

## 柏原市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

#### (回答)

本市では、河内柏原雇用開発協会柏原支部を支援し、優良な労働力の確保と創出に努めるとともに、平成20年度からは、求人・求職に気軽に会える場づくりとしての「J o b・マッチング・サテライト」を開催し、雇用の継続・拡充、質の向上に努めております。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

#### (回答)

雇用施策においては大阪府・大阪労働局等との連携・協力により施策の充実に努めているところで、今後とも「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携強化することで、地域での雇用施策の充実を図ってまいります。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

#### (回答)

本市では、平成15年度から地域就労支援事業を実施しております。大阪府は平成20年度から事業補助金を廃止し交付金化されることになりましたが、今後大阪府に対して従前の補助金制度と同等の財政支援を要望するとともに、連携しながら事業の充実を図ってまいりたい。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

改正最低賃金法等労働関係法令の周知を図ってまいるとともに、商工会・ハローワーク河内柏原・大阪府総合労働事務所等とともに企業・経営者団体等への法の趣旨の周知・指導に努めてまいります。

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

総合評価入札制度の導入につきましては、「総合評価入札制度連絡検討会議設置要領」の策定(平成17年度)を行い、この連絡検討会議により「総合評価落札方式評価基準(案)」(平成18年度)を策定しました。また、当制度の対象は市施設のうち本庁舎や市立病院等の比較的大きい建物の管理業務を予定しており、平成21年度中に評価委員会を設置し、対象施設の選定や評価基準の策定を行い、平成22年度より実施する予定です。

次に最低賃金の件ですが、契約者において、法律上の責任の中で、「最低賃金法その他関係法令を守ること」と記載しております。

(6) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

趣旨の周知・徹底については、関係機関・団体とともに対策を検討してまいります。

## 2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積(例:北部-バイオ、中東部-ロボット・ものづくり、南部-ナノテク、湾岸地域-先端電機産業)と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

本市では、ものづくり拠点であるクリエイション・コア東大阪への出展を助成するとともに、ぶどう生産や染色加工等本市の地場産業の発展と恵まれた自然や文化財等地域の特性を活かした新たな地場産業の創出を踏まえて、大阪府や商工会等関係機関・団体と連携共同して多様な地場産業施策に取り組んでまいります。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

企業誘致施策については、土地・インフラ整備・環境等が伴うことから、今後とも時勢を見極めながら大阪府等関係機関などと協議・検討していきたい。

財政難の折、企業誘致施策は税収の面からも重要な検討課題であると認識しています。しかしながら、本市にはまとまった面積の敷地もないのが現状です。今後は今まで以上に市内の現状把握に努め、企業誘致施策に努力したいと考えています。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

- ① 使いやすい融資制度の拡充
- ② 地場企業への官公需の優先発注

(一括回答)

(3)①②について、商工会や大阪府等との連携による中小・地場企業への支援策を講じていきたい。

①大阪府との連携型融資制度を充実し実施していきたい。

②柏原市商工会と共同して本市の地場企業のPRに努めることで、官公需による優先発注を働きかけていきたい。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

元請業者に対し、下請業者を使用する場合の周知徹底、また指導を今以上に強化いたします。

### 3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

本市では、平成18年3月に市民の意見等を踏まえた「柏原市新行財政計画」を策定し、行財政改革に取り組んでいます。その取り組みの一つとして、毎年市民に対し、市政運営方針に加えて部局の取り組み目標を運営方針として示しています。また、平成20年1月には、本市の進むべき一つの方向性を示す「新しい柏原まちづくり基本計画2008」を12名の市民委員により策定していただき、市民に公表するとともに、今後この計画を「第4次総合計画」(平成23年策定)に反映してまいります。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
- ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(一括回答)

(2)①②について、行財政改革を進めるにあたっては「市役所は市の最大のサービス機関である」と位置付け、安心・安全をはじめとする生活の基本となる諸施策について、市民の視点での改革を進めているところです。

(2)③④について、市民には、広報やホームページ・窓口での資料配布など様々な方法により情報公開し、理解が得られるよう努めているところです。また、これらの内容を職員にも十分説明しながら進めてまいりたいと考えております。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

政府が打ち出した地方分権に鑑み、地方自治の自立をめざすために権限委譲について積極的に大阪府と協議を行っていますが、業務の内容によりそれに伴う人員配置・事務費等の諸問題を検討しながら、推進していきたいと考えています。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

地方財政について、三位一体の改革による補助金の一般財源化に伴う税源移譲により、市税収入は確かに増となったが、同時に地方の歳出削減の方針のもとに地方交付税の大幅な削減が行われ、一般財源ベースでは年々減といった厳しい状況に置かれている。この傾向は今後も続き、市税や交付税の増収は見込めない。一方歳出面では、過去の景気対策に伴う公債費負担の増や少子高齢化に伴う社会保障経費の増など今後も経常的な増加が見込まれる。加えて、サブプライムローンやリーマンブラザーズの経営破綻に発した世界的な株安・金融危機は日本経済にも大きな打撃となり、国民生活や地方財政に及ぼす影響が懸念される。

このような状況のなか、市町村は、将来的に持続可能で自立的な行政運営を行い、市民サービスの充実を図るため、人員削減や経費の節減、事業の見直しなど、行財政改革に取り組み財政の健全化に取り組んでいる。

国に対しては、地方の実情や意見を十分に踏まえ、地方税財源の充実強化に向け、完全なる税

源移譲や地方交付税の増額など一般財源の総額の確保を図るよう、府下の市町村が府と連携して引き続き強く要望してまいりたい。

#### 4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

##### (回答)

救急患者の医療を行う二次救急医療体制及び小児救急体制については、本市では単独で整備することが困難であることから、東大阪市・八尾市とともに中河内二次保健医療圏体制を組織し、病院群輪番制及び小児救急医療体制で対応しています。

また、年末年始休日急病診療を柏原市医師会の協力を得て、輪番制で12月29日の午前10時から1月3日の午後4時まで実施しています。今後も柏原市地域保健医療協議会で医師会等の協力を得ながら医療の充実を図っていきたいと考えています。

次に、市立柏原病院では、内科・外科において木・土・日曜日の救急・休日・夜間診療体制を確保するとともに、小児科において木曜日（午後8時まで）及び日曜日（午前11時30分まで）の時間外・休日診療を実施しており、さらに今後は救急患者発生が多い曜日を優先して輪番制での救急体制整備を効率的に進めていく計画です。また産科医療においては、産科医療補償制度を平成21年1月から導入し、整備充実を図っています。

潜在看護師の活用については、市内の公共施設・主要な駅の掲示板・ホームページ等において募集をかけるとともに、看護管理室では離職防止対策として常勤・非常勤にかかわらず集団面接を行い、業務改善検討や悩みの相談を行うなど、職務に対する不安感を取り除けるような場を設けています。さらに、円滑な職場復帰のための研修制度として長期休暇者等の出勤時において、看護における技術面をはじめITに関する個人指導等も行っています。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

##### (回答)

市内の事業所勤務のケアマネジャーやヘルパー等の介護労働者に対して、介護保険制度や高齢者虐待防止等に関する伝達研修や市独自の研修会を開催しています。また、市町村に指導監督権限のある地域密着型サービス事業者に対しては、集団指導や実地指導等で事業所の適正な管理運営を指導しています。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障害者自立支援法においては、平成19年4月からの特別対策、平成20年7月からの緊急措置と、二度にわたり障害福祉サービスの利用者負担の軽減措置が行われたところです。現在、平成21年以降の障害者自立支援法の見直しの論議が国の社会保障審議会障害者部会において行われているところであり、その動向を見ながら、利用者が必要なサービスが利用できるように大阪府を通じて措置の継続を要望してまいりたいと考えています。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

「からだの健康」だけではなく「こころの健康」は生活の質（QOL）を大きく左右する要素と言われています。

本市におきましては、「こころの健康」に関する電話相談や個別相談も実施し、地域には出前講座で出向き、必要に応じて医療機関や関係機関の紹介・情報提供など実施しています。

## 5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

- ① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

本市においては、保育所入所の待機児は現在のところありません。

(1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

本市においては、公立保育所・民間保育園合わせて12ヶ所ありますが、そのうちの7園にあっては実施しており、順次実施できるように検討していきたいと考えております。

## (1)－③ 地域コミュニティとの関わりへの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

## (回答)

J R 柏原駅西口再開発ビル5階において、0歳から3歳の幼児とその保護者のためのつどいの広場「ほっとステーション」が平成19年11月からスタートし、その運営にあたっては、地元の児童福祉委員会を中心にボランティアの皆さんや保育士も加わり地域全体となって本市内の子育て支援を行っているところです。

## (1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

## (回答)

保育の質の低下を招かないように、アルバイト保育士の地位安定のために、平成21年度から嘱託保育士の採用を行います。

## (2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

## (回答)

小学校における警備員配置については、来年度も実施できるよう、予算要求する。

また児童の放課後対策については、以前から地域人材の協力で行っている放課後子ども教室事業（国の施策）、「おおさかまなび舎事業」（府の施策）、市の施策である放課後の学習事業（SAS）等を積極的に展開しているが、今後さらに市内全域に拡充していく方向です。

## (3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

## (回答)

小学校での1・2年生での35人学級編制については、大阪府の施策としてすでに実施されています。

「ものづくり教育」については、総合的な学習の時間や中学校の職業体験学習（「キャリア教育」の一環）等を通して学習を進めているところです。特に、職業体験学習では地域の企業の協力を得る等、地域・企業・学校の連携のもと実施しています。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

本市におきましては、子どもの権利が尊重され保護されることを目的として、平成16年4月より柏原市子ども虐待防止等連絡会議を設置し、子どもたちの虐待等の諸問題を未然に防ぎ、発生した場合もその家庭に対しての援助方策を迅速に展開してまいりました。また、平成18年8月からは、柏原市要保護域協議会を設置し、虐待や非行・引きこもりなどの事案についても対処しているところです。

本市管轄の児童相談所である東大阪子ども家庭センターと本市の家庭児童室の連携を密に、相談のしやすい環境づくりに努め、関係機関との調整を円滑に行いながら問題解決に努めているところです。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

DV被害者保護のための施策につきましては、国・府等の計画に連携して市の施策・基本計画等を検討していきたいと考えております。

現在、本市においてはセクシュアル・ハラスメントやDVの相談を「女性のための相談」「女性・子ども電話相談」「人権なんでも相談」等の相談窓口を設け実施するとともに、市広報の平成19年11月号からの連載で改正DV法の解説を掲載し、法の周知を図るなど対策を進めております。

今後ともに、大阪府や関係機関(大阪府総合労働事務所・大阪府女性相談センター・大阪府立女性総合センター・東大阪子ども家庭センター・柏原警察署・庁内関係部署)等と連携をとり、適切かつ迅速に対応してまいります。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市においては、平成17年3月に「かしわら男女共同参画プラン」を策定し、現在、これに基づき男女共同参画社会の実現をめざし、行政全般にわたっての施策を進めております。今後とも、

大阪府及び他の市町村との連携も図りながら男女共同参画の施策を進めてまいります。

## 6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

### (回答)

道路は、防災機能・交通環境・居住環境の向上や高度情報化社会を担う通信網の導入空間などに必要不可欠なものです。整備にあたっては、環境問題や住民の合意形成に配慮しながら、財政的に大変厳しい状況ではありますが、限られた財源のなか、計画的かつ効率的に渋滞を解消し、円滑な移動を確保できるよう努めます。

道路の「利用の仕方の工夫」と「適切な利用の誘導」によって、円滑な交通流を実現するという観点から、パークアンドライドの取り組みを行っており、「乗りつぎ案内マップ」を配布したり、このマップをホームページに掲載するなど、より多くの方々の公共交通機関の利用促進に努めております。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

### (回答)

3Rの取り組みについては、以前から「ゆずります・ゆずってください」のコーナーにより、リサイクル事業として取り組んでおり、平成21年度から新たにベビー服・こども服のリサイクルを実施することとしております。

環境教育としては、市内の小学生を対象として幼い時から3Rやごみ減量の意識をもつよう啓発しております。また、市民に対してはレジ袋削減のためマイバック運動として、街頭においてマイバックを配布し、この趣旨を訴えております。

食糧の廃棄物削減や有効利用としては、ごみを出さない料理方法を工夫するエコクッキング教室を実施しており、今後は柏羽藤環境事業組合加盟の3市で協議し食用油を原料としてのバイオ燃料の導入に向けて検討しております。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

避難場所への誘導標識につきましては、各避難所に設置していますが、設置してから年月も経っており腐食したりなくなったりしているものもあることから、現状を調査し取り替えや建て替えをし、災害時の誘導に支障とならないように整備してまいります。また、避難場所の確保につきましては、「地域防災計画」で指定しています避難地・避難場所を災害時に迅速に確保できるように体制の整備を図ってまいります。

緊急医療体制の整備につきましては、「防災計画」に基づきまして災害時に迅速かつ的確な医療が行えるように、医療関係各機関と連携しながら医療体制の整備を図ってまいります。

土石流については、大阪府が行うものであり、大阪府に対して工事を積極的に行うよう働きかけます。一級河川及び二級河川の整備につきましては、降水確率降雨に対応すべき整備の促進を国・大阪府に対し要望してまいります。普通河川につきましては、老朽化した水路及び未改修の水路の整備を行うとともに生活環境の改善と市民の安全性の向上に努めます。

教育施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす学びの場であり、地震などの災害発生時には児童・生徒の安全を確保しなければなりません。また、災害発生時には小・中学校は地域住民の緊急避難場所としての役割も果たしていることから、教育施設の防災機能の充実強化を図るため、耐震化工事は必要であると考えております。

現在、災害時緊急避難場所となります屋内運動場について耐震化を実施しており、今後も耐震化工事を進めてまいります。

住宅耐震診断補助につきましては、「柏原市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱」に基づき、住宅25千円・特定建築物1,000千円を限度に平成9年4月より実施していましたが、平成20年1月より木造戸建住宅について、補助額を45千円に増額しております。また、耐震改修補助につきましては現在実施に至っておりませんが、早期実施に向け協議・検討中です。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

治安対策につきましては、「安全で安心なまち柏原」の実現に向けまして、柏原警察署や柏原防犯協会等の関係機関と連携し、街頭キャンペーンや合同パトロール及び市職員などにより青色防犯パトロールを実施し、地域の安全活動に努めております。

また市としましては、「犯罪のない明るいまちづくり」の観点から、各町会で実施されており

まず防犯灯の新設や器具の取り替えなどの事業につきまして補助を行っており、今後とも事業を継続してまいります。

子どもの登下校時の安全確保に関しては、昨今の社会情勢から喫緊の要事と認識しております。そのため、様々な見守り活動に取り組んでいます。

①「子どもの安全見守り隊」

各小学校青少年健全育成会が中心となり、登下校時の安全確保のため活動しています。

②(ア)「子ども110番の家」及び(イ)「動く子ども110番」

(ア)協力軒数：1453軒（内訳：協力家庭1385、協力事業所68）

(イ)協力事業所（市を含む）：4ヶ所 台数（公用車を含む）：85台

③学校安全モニター員

市長委嘱の74名（平成20年度）が次のとおり取り組んでいます。

(ア)登下校時における不審者（車）等を発見した場合、警察・学校に通報する。

(イ)学校安全に関する地域の情報把握に努め、情報・意見・要望等を警察・学校に連絡する。

④「青色防犯パトロール」

下校時に合わせて市・社会福祉協議会・南河学園・堅上小中学校青少年健全育成会の4団体がほぼ連日市内をパトロールしています。

登下校時、市内全域を網羅する「見守り活動」には限界がありますが、「地域の子どもは地域で守り育てる」気運のさらなる醸成を図り、広く市民の協力を仰ぎつつ、これらの取り組みの拡充を図っていきます。  
(教育部社会教育課)

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

本市における地元農産物の地産地消の推進につきましては、毎年8月に地場特産物である柏原ぶどうの即売会や11月の野菜朝市を開催し推進するとともに、市内で地産地消を実践する朝市グループ1団体があり、地域の会館を利用した毎月第2・4日曜日の朝市開催や、各種イベント会場にも出向き安全で新鮮な地元農家生産の農産物を販売されており、市は積極的に支援しているところです。なお、食料自給率や地産地消の取り組みの目標値などの設定については、課題として検討してまいります。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

差別やいじめをはじめとする人権侵害も、インターネットや携帯メールを使ったものなど多岐にわたり、日々新たな人権侵害が生み出されております。これらの被害者を救済するための国レ

ベルでの制度や法的措置は急務です。

本年度もそのための要望を大阪府・市長会・町村長会の連携で行ってまいりました。今後も大阪府や他の市町村とともに国への要望・相談事業・啓発活動等を中心に人権擁護活動を推進してまいります。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

戦後63年を経て、戦争の悲惨さを実体験として語れる世代が急速に減少しつつあります。また、世界では未だに紛争やテロが頻発し、今こそ平和の尊さを次世代に正しく伝えていく必要があると考えております。

本市においては、毎年8月に平和展を開催し、戦争の悲惨さと平和の尊さを再認識する機会をもっております。今後ともに市民が参加しやすい平和展の開催に努め、啓発を進めていきたいと考えております。